

令和7年4月1日

株式会社ショウエイワークス 一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法一体型)

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間：令和7年4月1日~令和12年3月31日までの5年間

■ 目標1

計画期間内において女性社員の育児休業取得率100%。男性社員の取得率30%以上を目指す。

[対策]

① 令和7年4月～

育児休業制度について、管理職に対する啓発を行い、職場全体での制度理解を深め、取得しやすい環境を整える。

② 令和7年4月～

対象となる、もしくは対象可能性のある個別従業員に対して育児休業制度の個別周知を行い育児休業取得を促す。

■ 目標2

年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする

[対策]

① 令和7年4月～ 従業員の多能工化を推進し、休暇を取得しやすい環境を整える。

② 令和7年4月～ 管理職に対する啓発によって休暇を取得しやすい風土、環境整備を行う。

■ 目標3

全労働者に占める女性労働者の割合を40%以上にする。

[対策]

① 令和7年4月～

業務の遂行に必要なとされる資格の取得を支援して技能の向上を図り、女性が継続して働きやすい環境を構築する。